

諮問番号：平成30年度諮問第2号

答申番号：平成30年度川行審答申第5号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人の子（以下「本児」という。）について行った児童福祉法（平成29年法律第69号による改正前のもの。以下「児福法」という。）第33条の規定に基づく一時保護処分（以下「本件処分」という。）を取り消す、との裁決を求める。

##### (2) 審査請求の理由

- ア 一時保護をした時間が曖昧であり、報告が午後8時だった。常識的に一時保護の時点で報告をすべき。
- イ 処分庁による一時保護後の調査が遅すぎる。処分庁から審査請求人に対し調査について十分な説明がなかった。審査請求人は、調査について承諾しておらず、プライバシー侵害に当たるのではないかと懸念している。
- ウ 一時保護後に本児を病院に連れて行くよう依頼したが連れて行ってもらえず後回しになった。
- エ 審査請求人は、自身の精神疾患について調べたり、行政のサポートを受けて訪問看護や通院をしている。資格取得のため勉強も行っている。本児が帰って来たらちゃんと話し合い、本児が溜め込んでいるものをどんな形であれ受け止める。今後は、以前のようにしない努力をし、頼れる人は頼って生活していこうと思っている。

#### 2 審査庁の見解

##### (1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

##### (2) 理由

- ア 一時保護が違法となる場合について  
処分庁が行った本件処分の開始及びその継続は、裁量の範囲を逸脱

又は濫用したと認められる場合に限り、違法となると解するのが相当である。

イ 本件処分の開始について

本件処分については、その必要性が顕著に認められ、これを開始することとした処分庁の判断に裁量の範囲の逸脱又は濫用があったと認められるような事情は存在せず、本件処分の決定に係る手続についても適正なものであると認められることから、これを違法又は不当と評価することはできない。

ウ 本件処分の継続について

本件処分を継続したことについて、処分庁の判断に裁量の範囲の逸脱又は濫用があったと認められるような事情は存在せず、継続に係る手続についても適正なものであると認められることから、これを違法又は不当と評価することはできない。

エ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性の有無について

その他上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

上記第2 2(2)と同様

### 第4 調査審議の経過

平成30年	8月16日	諮問の受付
同年	9月18日	第1回審議
	同月20日	処分庁あて調査を実施
	同月27日	上記調査に対する回答の提出
同年	10月12日	第2回審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

## 2 審査会の判断について

次の理由により、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### (1) 一時保護が違法となる場合について

児福法第33条の規定に基づく一時保護は、親権者の同意を要件としていないが、これは子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要があることや、一時保護が終局的な援助を行うまでの短期的なものであること等に基づくものと解される。また、その期間は二月を超えてはならないとされている（児福法第33条第3項）が、児童相談所長等が必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる（同条第4項）とされている。

一時保護の目的は、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」（児福法第28条第1項）に、当該児童を保護者から一時的に保護することにより、当該児童の福祉が害されることを防止することにあり、児福法第33条の「必要があると認めるとき」とは、そのような必要性がある場合をいうものと解される。

これを踏まえると、一時保護を行うか否かの判断や、どの程度の期間にわたり一時保護を継続するかは、いずれも児童相談所長等の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

したがって、処分庁が行った本件処分の開始及びその継続は、上記裁量の範囲を逸脱し又は濫用したと認められる場合に限り、違法となると解するのが相当である。

### (2) 本件処分の開始について

#### ア 本件処分の必要性

審査請求人は、本件処分以前から、本児に対する暴言や物を投げつける等の行為を繰り返しており、これまでにたびたび神奈川県川崎警察署長が、処分庁に対し、児福法第25条第1項の規定による通告を行っていた。また、本件処分当日には、審査請求人は、処分庁の担当者に対し、包丁を投げつけたり、「本児を殺して、自分も死ぬ」等と発言し、過量服薬をする等の行動を取った。

本児が置かれたこのような養育環境は、児福法第28条第1項の「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」に該当するものであり、緊急保護という形で、本児を審査請求人から一時的に保護することにより、本児の福祉が害されることを防止する必要性が存在していたものといえることができる。

また、上記のような審査請求人の言動等の本件処分に至る各事情に

照らせば、本児に係る適切かつ具体的な援助方針を定めるためには、本児を一時保護による安全な生活環境下におく中で審査請求人への調査や指導を進めるとともに、本児の行動観察等を行う必要性が存在していたものと認められる。

#### イ 本件処分に係る手続

一時保護については、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、保護者の同意を得なくても一時保護を行うことができ、一時保護の開始を決定したときは、速やかに文書で保護者に通知するものとされている。

本件処分は、本児が審査請求人から離れているときに実施したため、処分庁の担当者が、同日、審査請求人に対し、一時保護を行ったことを電話で告げ、その上で、同日付の一時保護（委託）通知書を審査請求人宛てに送付している。

したがって、上記に照らせば、本件処分に係る手続は、適正に行われたものといえることができる。

#### ウ 小括

以上のことから、本件処分については、その必要性が認められ、処分庁の判断に裁量の範囲の逸脱又は濫用があったと認められる事情は存在せず、手続も適正に行われたことから、これを違法又は不当と評価することはできない。

### (3) 本件処分の継続について

#### ア 継続の必要性

一時保護については、児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知。平成29年3月31日付け雇児発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により改正。）によると、子どもの最善の利益を確保する観点から必要があると認めるときは、引き続き行うことができるとされており、家庭裁判所に対し児福法第28条の承認を申し立てている場合や、一時保護の開始後においてもなお児童を保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合においては、必要性が継続しているといえることができる。

本件においては、審査請求人は、一時保護の開始以降、処分庁の担当者との面接を拒否したり電話に応答しない等の行動を度々取ったこともあり、同担当者に対し、「自傷、かんしゃくは障害特性だから仕方がない」、「本児の問題行動を理由に施設に入れる」等と述べている。また、

本児を連れ戻す目的で、連絡なく児童相談所を訪れ、本児の名前を大声で呼ぶ等の行動を起こしている。

審査請求人には、本児の養育に係る態度に改善が見受けられず、また、本児が必要とする良好な環境を提供することができないことから、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」であることに変わりはない。したがって、本児の福祉が害されることを防止する必要性が継続していたと認められる。

また、処分庁においては、一時保護に係る審査請求人の同意が得られない中で、適切かつ具体的な援助方針を定めるため、その検討及び調整に当たり相応の期間を要したことも、本件処分を継続する必要性があったと認められる。

#### イ 継続に係る手続

本件処分は、二度の期間の延長を行っているが、これは児福法第33条第5項本文の規定に基づき川崎市児童福祉審議会の答申を得て行ったものである。

また、処分庁は、児福法第28条第1項第1号の規定に基づく承認の申立てを横浜家庭裁判所川崎支部に対して行っており、施設入所を承認するとの内容の審判が下されている。その後、審査請求人が家事事件手続法（平成23年法律第52号）第238条に基づく即時抗告を行っており、上記承認の申立てが確定していないことから、児福法第33条第5項ただし書の規定により、本件処分は継続している。

処分庁から提出された資料によれば、これらに係る手続は適正に行われているものと認められる。

#### ウ 小括

以上のことから、本件処分を継続したことについて、処分庁の判断に裁量の範囲の逸脱又は濫用があったと認められる事情は存在せず、手続も適正であることから、これを違法又は不当と評価することはできない。

#### (4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長） 安 富 潔  
委員 高 岡 香

委員

葭葉裕子